

健健安第527号  
平成27年6月12日

医療機関の皆さんへ

横浜市保健所長 豊澤 隆弘

### 中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について（通知）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

韓国でのMERSの感染例の増加を受け、厚生労働省より**国内発生時の対応方針**について通知がありましたのでお知らせします。

MERSの疑似症患者及び確定患者が発生した場合には、感染症法に基づく二類感染症にかかる積極的疫学調査を行います。韓国でのMERS患者はMERSと確定される前に複数の医療機関を受診する例が多くみられていることもあり、国内発生時においても対象者の行動に応じて各医療機関にも調査を行う可能性があります。

各医療機関におかれましては、**積極的疫学調査の実施にご協力いただくとともに、調査の結果、職員の方々が健康観察又は外出自粛要請の対象者になられた場合にはご配慮いただきますよう**貴会会員の皆さんへ御周知をお願いいたします。

なお、**MERSの感染が疑われる患者があった場合は直ちに下記連絡先まで御連絡をいただきますようお願いします。**

**【連絡先】横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当**  
電話：671-2463（平日8:30～17:15）  
664-7293（上記時間外：緊急通報ダイヤル）

また、**患者様や市民の方から、お電話でMERSに関する受診相談があった場合には、下記相談窓口をご案内ください。**

**【市民向け相談窓口】**

電話：664-7761 FAX：641-6074  
対応時間：平成27年6月5日（金）～6月12日（金） 8:30～21:00（土日含む）  
平成27年6月13日（土）～6月19日（金） 9:00～18:00（日曜日を除く）

※6月20日（土）以降の対応については、横浜市保健所ホームページをご参照ください

添付資料：「国内でMERS患者と接触した者への対応について」（厚生労働省作成）

参考1) 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

参考2) 国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

担当：横浜市健康安全課 健康危機管理担当  
電話：671-2463、664-7293（時間外）

## 国内でMERS患者に接触した者への対応について

接触状況	考えられる対象者	対応	
1. MERS患者に接触した者等で「疑似症」の要件に該当する者：	「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」（平成27年6月4日健感0604第1号）における「MERS疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者	入院措置	
2. MERS患者に発病日以降に接触した者等で「疑似症」の要件に該当しない者：			
濃厚接触者	i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者 ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策（※1）なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接係わった医療関係者や搬送担当者 iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。 iv. その他： 手で触れるここと又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等。	健康観察（※2）及び外出自由要請（※3）	必要に応じ、健康診断の受診勧告（※4）
その他接触者（※5）	i. 症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないもの ii. 必要な感染予防策をした上で確定例や確定例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等	健康観察（※2）	

(※1) 必要な感染予防策：手指衛生を行う、手袋、サージカルマスク（又はN95マスク）、眼の防護具（フェイスシールドやゴーグル）、ガウンを装着することが望ましいが、2メートル以内に近づかない、侵襲的な処置をしない等のリスクが少ない状況では、眼の防護具やガウンは必須ではない。

(※2) 毎日2回、体温、症状の有無等を都道府県等に報告。

(※3) 接触状況、接触者の生活状況(MERSのハイリスク者との接点があるかどうか)等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、等のうち適切な措置を要請。

(※4) 発熱を伴わない急性呼吸器症状を呈する場合等に、健康診断を実施し、「疑似症」に該当するか否かを早期に判断。

(※5) 確定例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上で、メディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

## 中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）

国立感染症研究所

平成 27 年 6 月 10 日改訂

2012 年 9 月以降、中東地域に居住または渡航歴のある者を中心に中東呼吸器症候群(MERS)の患者が断続的に報告されており、医療施設や家族内等において限定的なヒトヒト感染が確認されていることから、接触者調査を実施し、適切な対策を実施することで感染拡大を防止することが重要である。また、高齢者や基礎疾患のある者に感染した場合、重症化する恐れもあることから、患者に対する適切な医療の提供も重要である。なお、中東においては一部の患者の感染原因としてラクダへの曝露が示唆されている。また、韓国において、中東への渡航歴のある MERS の確定例を発端とし、その接触者において死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、平成 27 年 6 月 4 日に「情報提供を求める患者の要件」が変更されたところである。

本稿は、国内で探知された中東呼吸器症候群(MERS)の疑似症患者及び患者（確定例）（以下「症例」という。）等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条による積極的疫学調査を迅速に実施するため、平成 26 年 7 月 30 日版に暫定版として作成した中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領を韓国事例の発生をうけて更新したものである。なお、疫学状況の変化に伴い適宜見直しを行うこととする。

調査票ダウンロード（Excel file）国立感染症研究所ホームページ:<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers.html>

## (調査対象)

○積極的疫学調査の対象となるのは、以下に定義する「疑似症患者」、「患者（確定例）」、「濃厚接触者」および「その他の接触者」である。

- ・積極的疫学調査の対象となる「疑似症患者」とは、平成 27 年 6 月 4 日付健感発 0604 第 1 号に示す「情報提供を求める患者の要件」に合致しかつ地方衛生研究所で実施された PCR 検査により MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。
- ・「患者（確定例）」とは、地方衛生研究所以外に国立感染症研究所において実施される追加検査によって MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。
- ・「濃厚接触者」とは、症例が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。
  - i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者
  - ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接係わった医療関係者や搬送担当者

- iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。
- iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等。
  - ・「他の接触者」とは症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないものや、必要な感染予防策をした上で確定例や確定例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等を含む。確定例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上でメディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

#### （調査内容）

- 積極的疫学調査の対象となる「疑似症患者」および患者（確定例）について、基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集する。（添付 1,2-1,2-2,2-3）
- 濃厚接触者については、最終曝露から 14 日間、一日 2 回健康観察を実施するとともに、MERS のハイリスク者（例：高齢者、基礎疾患のあるもの）との接触を避けるように要請する。また、健康観察を十分に行うために長距離の移動等は控えるように要請する。（添付 3）
- 他の接触者については、以下に示すような症状が出てきた場合に、保健所に連絡をするようにする。
  - 濃厚接触者および他の接触者については、健康観察中に 37.5°C 以上の発熱、または急性呼吸器症状（上気道または下気道症状）がある者（検査対象者と呼称する）については、検査を実施し、その結果に応じて必要な調査と対応を行う。

#### （調査時の感染予防策）

- 積極的疫学調査の対応人員が症例及び検査対象者に 対面調査を行う際は、手袋、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを行うことが必要と考えられるが、現時点では、疫学的な知見に乏しい新興の呼吸器感染症への対応として、ゴーグル、ガウンを追加し、必要に応じてサージカルマスクではなく N95 マスクを着用する。（PPE（感染防護服）着脱に関するトレーニングを定期的もしくは事前に積んでおくことが重要である。）

#### （濃厚接触者およびその他接触者への対応）

- 濃厚接触者やその他接触者の家族や周囲の者（同僚等）に対しては、特段の対応は不要である。
- 濃厚接触者およびその他接触者については、手洗いと咳エチケットを徹底するように指導する。
- 検査対象者については、検査結果が判明するまでの間、感染伝播に十分に配慮する必要があり、本人の同意を得た上で、医療施設における個室対応などの対応も選択肢となりう

る。

(とりまとめ)

○濃厚接触者の健康情報については、複数の保健所が関与する場合、初発症例の届出受理保健所又は濃厚接触者の多くが居住する地域を所管する保健所が適宜とりまとめる。